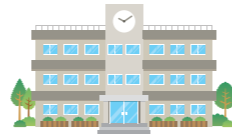




学校等の管理下において発生したけがや病気の診療について



学校等(小中学校・幼稚園等)の管理下において発生したけが等による診療分については、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」を活用しているため、こども医療費ではなく、「災害共済給付制度」を優先してください。

「災害共済給付制度」は、負担した医療費のほかに見舞金が支払われ、万が一の後遺障害に対する補償があるなど有効な制度です。

なお「災害共済給付制度」を利用する場合は、事前に学校の先生へ申請方法等について相談し、医療機関等の窓口で本人負担額をお支払いください。その際には、「こども医療費受給資格者証」は医療機関等窓口等で提示しないようご注意ください。

医療機関等の適正受診にご協力ください

近年、軽い症状でも休日や夜間に病院の救急外来を受診する人が増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障を来している状況があります。緊急時以外は救急外来の受診を避け、軽い症状の場合等はできるだけ平日昼間の診療時間内の受診をお願いします。



また、夜間・休日の急な病気は、下記の相談窓口をご利用ください。

①とちぎ子ども救急電話相談

急な病気やケガで心配なとき、家庭での対処法を看護師がアドバイスしてくれます。

相談時間 毎日18:00~23:00

電話番号 #8000(プッシュ回線)

または028(600)0099



②こどもの救急

お子さんの気になる症状ごとに、夜間や休日の診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安を提供しています。

・「こどもの救急ホームページ」
(公益社団法人日本小児科学会)

<http://kodomo-qq.jp/>



▲こどもの救急ホームページ

平成31年
4月1日
診療分から

「こども医療費」現物給付の対象が拡大されます!



☎福祉対策課福祉係 ☎028(677)1112

小学1年生~中学3年生までの医療費助成の現物給付(医療機関受診の際、保険診療分について自己負担なし)の対象範囲が、平成31(2019)年4月1日診療分から未就学児と同じ県内までに拡大されます。

平成31(2019)年3月31日まで

年齢区分	給付方式	受給資格証
未就学児	県内現物	ピンク色
小学生 中学生	町内現物	だいだい色

平成31(2019)年4月1日から

年齢区分	給付方式	受給資格証
未就学児	県内現物	ピンク色
小学生 中学生		だいだい色

また、重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の対象となっているお子さまについては、4月以降こども医療費へと切替になります。(4月1日以降は、だいだい色の受給者資格者証を使用)

平成31(2019)年3月31日まで

年齢区分	給付方式	受給資格証
重心医療費 (小1~中3)	町内現物	薄紫色
ひとり親医療費 (小1~中3)	町内現物	黄緑色

平成31(2019)年4月1日から

年齢区分	給付方式	受給資格証
こども医療費 (小1~中3)	県内現物	だいだい色

なお、今回の制度変更の対象者には、3月下旬に新しい受給者証(だいだい色)を送付予定です。

医療費助成制度の注意点

- ◆4月1日以降は新しい受給資格者証をお使いください。(古い受給資格者証は、返却または破棄)
- ◆県内医療機関で現物給付を受ける場合、「こども医療費受給資格者証」と「こどもの被保険者証」の提示が必要です。
- ◆平成31(2019)年3月31日までに診療を受けた分は、今までどおり償還払い方式となります。償還払い方式で助成を受ける場合、受診から1年以内に申請をお願いします。
例:平成31(2019)年3月診療分⇒平成31(2019)年4月から平成32(2020)年3月までに申請
- ◆加入している健康保険や住所等、受給者証の記載事項が変更になる場合、速やかに変更手続きをお願いします。
- ◆芳賀町から転出すると「こども医療費受給資格者証」は使用できませんので返却または破棄をお願いします。なお、転出後に芳賀町のこども医療費受給資格者証を使用した場合には、後日こども医療費助成成分を返金していただくこととなりますのでご注意ください。